

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	学校事務支援システム賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年1月31日まで
契約金額	8,424,790 円
工事等の概要	本事業は現行の学校事務支援システムについて、賃貸借契約の更新（再リース）を行うものである。
随意契約の理由	現在導入しているシステムについては、再リース契約が令和8年3月31日をもって満了するため、引き続き契約を行う必要があるが、 1. 新規調達を行うよりも再リースの方が安価になり経済的である。 2. 本システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）」において、国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することが地方公共団体に義務付けられており、当市では令和9年2月を予定している。 標準化への対応は、国に定められた短い期間でシステムを一斉に更新する事業であり、システム更改への負荷やリスクが特定の期間に集中すると予想される。 このことから、システム切替えに伴うリスクを極力軽減するため、現行パッケージソフトを可能な限りリース延長し続け、標準準拠システムの対応期限に併せ現行パッケージをバージョンアップすることが、最も費用対効果が高く、学校事務の効率化、システムの運用定着化、システムの安定稼働を実現できるものと考え

	える。 以上の観点より、再リースを実施することが、安定的なシステム運用と費用の抑制を図ることができ、最も効果的である。 したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、現行の契約締結事業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店の1者より見積書を徴するとともに、随意契約の相手方とすることが妥当かつ適法である。
--	--